

令和2年度登米市会計年度任用職員任用希望者募集要綱

登米市会計年度任用職員任用希望者を募集します。

任用者は、任用希望者として登録された方の中から選考（書類審査及び面接）を行い、決定いたします。ただし、任用する人員には限りがあり、面接案内者については、登録申請書を基に書類選考を行い決定しますので、登録期間内に任用や連絡がないこともあります。あらかじめご了承ください。

会計年度任用職員制度について

地方自治法及び地方公務員法の改正により、現行の一般職の非常勤職員等の身分を、法的に明確化するために導入される新たな任用制度です。

現行の一般職の非常勤職員、臨時職員及びパート職員は会計年度任用職員に移行されます。

なお、会計年度任用職員は、パートタイム（1週間あたりの勤務時間が38時間45分より短いもの）とフルタイム（1週間あたりの勤務時間が38時間45分のもの）に区分され、令和2年度はパートタイムのみの任用となります。（現行の一般職の非常勤職員とパート職員がパートタイム会計年度任用職員に相当します。）

※ 現行の臨時職員に設定してある職種もパートタイム会計年度任用職員での任用に移行されます。

1 全職種共通事項

任用期間	1 会計年度内となります。（令和2年度の場合、最長で令和3年3月31日まで）
勤務条件	<p>①勤務時間・勤務日・休日 週の勤務時間は、現行の一般職の非常勤職員とパート職員と同等程度に設定され、それぞれの職種に応じて、基本的には月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で1日の勤務時間が割り振られますが、職種によっては、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日・日曜日勤務がある場合もあります。 休日については、週休日は週に2日以上となり、職種ごとに設定されます。その他、年末年始（12月29日～翌年1月3日）と国民の祝日に関する法律に規定する日が休日となります。 勤務時間・勤務日については職種ごとに異なりますので、別表をご覧ください。</p> <p>②休暇 休暇について、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として産前・産後休暇、病気休暇、看護休暇、介護休暇が取得でき、また要件を満たせば育児休業を取得することもできます。 ※ 年次有給休暇について、令和元年度に登米市の一般職の非常勤職員、パート職員として任用され、引き続き令和2年度に会計年度任用職員に任用された場合に限り、付与日数に係る勤務期間を通算するとともに、前年度に付与された残日数を繰り越すことができます。</p> <p>③勤務場所 別表でご確認ください。</p>
給 与	<p>①報酬（給料） 報酬（給料）は、月額、日額または時間額で支給されます。（令和2年度は、日額での任用予定はありません。） 報酬（給料）の額は、常勤職員の給料月額を定める給料表の1級1号俸を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて、経験年数（最大6年まで）を加算して決定します。 なお、週の勤務時間が定められている職種（現行の一般職の非常勤職員に相当するもの）は月額、週の勤務時間が変動する職種（現行のパート職員に相当するもの）は時間額での支給となります。 ※職種ごとの報酬（給料）は別表をご覧ください。</p> <p>②手当等 ・ 期末手当 基本的に、任用期間が6か月以上で、週の勤務時間が算定期間を平均して15時間30分以上となる職員には6月期と12月期に、常勤職員の例により期末手当が支給されます。（令和2年度は、会計年度任用職員の導入初年度となるため、6月期の支給は4月からの期間率で計算されます。） ・ 通勤手当 通勤に係る経費について、通勤手当または費用弁償として支給されます。 ・ そ の 他 時間外勤務または休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算または手当が支給されます。</p> <p>③支払日 報酬（給料）が月額の場合 当月の21日払い 報酬（給料）が日額・時間額の場合 翌月の10日払い ※いずれの場合も、支払日が土日・祝日となる場合は、直前の金融機関営業日に支払い。</p>
社会保険等	<p>社会保険・雇用保険 勤務条件が健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法等に基づき、それぞれの保険に加入していただきます。（基準を満たさない場合は、加入しないものがあります。）</p>

2 登録期間

登録の有効期間は登録申請書を受理した日から令和3年3月31日までとします。
 なお、登録後就職等により登録を取り消したい場合は、電話等でご連絡願います。

3 登録方法

「令和2年度登米市会計年度任用職員任用希望者登録申請書」に必要事項を記入し、写真を貼り付けのうえ、下記の提出先に、持参いただくか、郵送でお送りください。(資格を有する職種に登録される場合は、免許状などその資格等を証明する書類などの写しを添付してください。)

障がい者区分での任用を希望される方も、同じ申請書での申請となります。

また、登米市ホームページから電子申請による提出もできます。

4 申請受付期間

第1次募集・・・**令和元年12月2日(月)から令和元年12月27日(金)まで**

※郵送の場合は、令和元年12月27日(金)必着

第2次募集・・・令和2年1月6日(月)から随時受け付けます。

※令和2年4月1日からの任用者の選考については、原則第1次募集登録者の中からの選考を行います。(4月以降も、必要に応じて随時選考を行います。)

5 任用者の決定

各担当部署において、登録された方の中から任用候補者を決定し、選考(面接等)を行ったうえで、任用者を決定します。

なお、下記のいずれかに該当する方は、選考を受けることができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 登米市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 登録申請書の提出および問い合わせ先

登米市総務部人事課 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
 電話 0220-22-2145(直通)

※登米市医療局での任用希望者の方は、登米市医療局経営管理部経営管理課に提出してください。

※登米市役所と登米市医療局のどちらにも任用希望がある場合には、登米市総務部人事課に提出してください。

別表(月額で報酬(給料)を定める職種)

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和2年4月1日までに取得できない場合は任用取消となります。	業務内容	①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
保育士	保育士資格	保育所での乳幼児への保育業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③各市立保育所	月額 114,925円 ～145,048円
児童館・子育て支援指導員	児童厚生員資格、放課後児童支援員、保育士資格、社会福祉士、教員免許等	児童館、子育て支援センターでの児童への遊び等指導、育児指導、相談業務	①28時間45分 ②週5日(5時間45分/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③各児童館、子育て支援センター	月額 114,925円 ～145,048円
幼稚園講師	教員免許(幼稚園教諭)	幼稚園での園児への教育指導業務 ※夏休み期間中は放課後児童クラブでの学童保育に従事する場合があります。	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③各市立幼稚園	月額 114,925円 ～145,048円
栄養士	栄養士免許	・総合支所での栄養指導等業務 ・保育所の栄養管理業務 ・学校給食センターでの栄養管理業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③福祉事務所子育て支援課、各学校給食センター	月額 114,925円 ～145,048円
養護教諭補助員	教員免許(養護教諭)	養護教諭の補助(児童、生徒等の心身の健康管理業務)	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③各小・中学校	月額 114,925円 ～145,048円
図書館司書	図書館司書	図書館利用者への本の貸出・返却・整理、相談業務等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ※シフト制(土・日曜日勤務有) ③各図書館、中田生涯学習センター	月額 115,925円 ～146,309円
手話通訳相談員	手話通訳士または手話通訳者の認定を受けている方	聴覚障害者への手話通訳相談業務、手話講座業務	①23時間25分 ②週3日勤務(7時間45分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 92,940円 ～117,300円

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和2年4月1日までに取得できない場合は任用取消しとなります。	業務内容	①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
障害者地域活動支援センター指導員	精神保健福祉士、ホームヘルパー2級以上または精神保健福祉に関する業務経験のある方	障害者地域活動支援センターでの生活訓練指導、作業指導、自立指導、書類整備等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③各障害者地域活動支援センター	月額 115,925円 ～146,309円
消費生活相談員	消費生活相談員資格試験合格者または同等以上の専門的な知識・経験を有する方	消費生活相談窓口における相談対応、被害の未然防止に係る啓発活動業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③産業経済部商業観光課	月額 115,925円 ～146,309円
保健師	保健師資格	健康推進などに関する業務(育児休業等代替としての任用)	①35時間 ②週5日勤務(7時間/日) ③市民生活部健康推進課等	月額 149,848円 ～186,335円
障害支援区分認定調査員	保健師、正看護師、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、業務経験のある方	障害支援区分認定調査に関する業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 124,157円 ～154,392円
介護認定調査員	保健師、正看護師、理学療法士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士の資格を有し、業務経験のある方	介護保険要介護(要支援)認定調査に関する業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所長寿介護課	月額 124,157円 ～154,392円
地域包括支援センター相談員	主任介護支援専門員資格またはケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員として実務経験のある方	高齢者に関する総合調整及び相談支援、介護予防事業に関する資料等の作成、データ入力等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所長寿介護課	月額 124,157円 ～154,392円
家庭児童相談員	児童福祉、社会福祉、児童心理学等の課程を修めた方	家庭児童福祉に関する相談業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③福祉事務所子育て支援課	月額 123,087円 ～153,061円
心のけが学習センター	教員免許	不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談、生活指導、学習指導等	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③心のけがハウス(中田生涯学習センター)	月額 124,157円 ～154,392円
けやき教室学習センター	教員免許	適応指導教室における小・中学校の長期不登校児童生徒に対する学習指導等	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③けやき教室(中田生涯学習センター)	月額 123,087円 ～153,061円
学芸員	学芸員	歴史博物館及び登米懐古館における来館者対応、収蔵品の管理	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制(土・日曜日勤務有) ③歴史博物館または登米懐古館	月額 123,087円 ～153,061円
徴収嘱託員	資格不要	市税、使用料等の訪問徴収、電話催告、窓口納付対応業務、各種調査に関する業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③総務部収納対策課、建設部住宅都市整備課、教育委員会教育部教育総務課	月額 109,339円 ～136,356円
レポート点検員	資格不要	レポート(診療報酬明細書)点検業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③市民生活部国保年金課	月額 108,396円 ～135,180円
生活保護就労支援員	資格不要	被保護者の就労相談、求職活動および職場定着支援等の業務	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③福祉事務所生活福祉課	月額 109,339円 ～136,356円
学習支援員(以前の教員補助員、学校勤務業務補助員)	資格不要	支援や配慮が必要な児童・生徒等の学習活動や学校生活の支援 ※冬休み及び春休み期間中は放課後児童クラブにおいて学童保育に従事	①35時間 ②週5日勤務(7時間/日) ③市内各小・中学校 ※学校の夏休み期間中の任用はありません。	月額 131,961円 ～164,567円
社会教育指導員	資格不要	社会教育事業の実施、協働教育地区コーディネーターとの連絡調整、指導、学校との調整業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③教育委員会教育部生涯学習課	月額 108,396円 ～135,180円
協働教育地区コーディネーター	資格不要	学校・地域教育力向上対策事業に係る学校やボランティア等との調整、事業実施等	①23時間 ②週4日勤務(5時間45分/日) ③各教育事務所(各総合支所内)	月額 87,660円 ～109,320円

職種	必要資格 ※取得見込の場合、令和2年4月1日までに取得できない場合は任用取消となります。	業務内容	①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
一般事務員	資格不要	一般行政事務を担当し、相談業務や窓口業務等に従事します。	①29時間 ②週4日勤務(7時間15分/日) ③中田庁舎等	月額 109,339円 ～136,356円
保育士補助員	資格不要	保育所での保育士補助または幼稚園での園児への教育指導補助 ※幼稚園任用の場合、夏休み期間中に放課後児童クラブでの学童保育に従事する場合があります。	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③各市立保育所又は幼稚園	月額 98,158円 ～116,780円
児童館・子育て支援指導員	資格不要	児童館・子育て支援指導員の補助業務	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ※シフト制 ③各児童館、子育て支援センター	月額 98,158円 ～116,780円
用務員	資格不要	学校で環境の整備や文書送達受領等連絡などの用務に従事	①28時間45分 ②週5日勤務(5時間45分/日) ③市内各小中学校	月額 98,158円 ～116,780円
事務補助員	資格不要	一般行政事務の補助業務(データ入力作業、発送作業、受付、資料収集・作成・整理等に係る事務補助)	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) 又は週4日(7時間15分/日) ③迫庁舎、中田庁舎、南方庁舎等	月額 98,158円 ～117,796円
業務補助員	資格不要	庁舎間の文書集配業務、道路メンテナンス業務、市営住宅の施設管理・修繕業務の補助 ※農産園芸畜産課での業務は、汚染稲わらの放射線測定、保管庫の巡視等となります。	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) 又は週4日(7時間15分/日) ③総務部総務課、産業経済部農産園芸畜産課、建設部土木管理課、住宅都市整備課等	月額 98,158円 ～117,796円
事務補助員(障がい者)	資格不要	一般行政事務の補助業務(データ入力作業、発送作業、受付、資料収集・作成・整理等に係る事務補助)	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) 又は週4日(7時間15分/日) ③各施設等	月額 98,158円 ～117,796円
業務補助員(障がい者)	資格不要	施設管理業務の補助	①28時間45分～29時間 ②週5日(5時間45分/日) 又は週4日(7時間15分/日) ③各施設等	月額 98,158円 ～117,796円

※育児休業等の常勤職員の代替として任用される場合など、勤務時間が変更となる場合があります。

別表(時間額で報酬(給料)を定める職種)

職種	必要資格	業務内容	①週の勤務時間 ②週の勤務日数(1日の勤務時間) ③勤務場所	報酬(給料) 支給区分 基準額 ～上限額 (経験年数6年)
運転業務員	大型自動車免許	乗合自動車の運転業務	①23時間15分以内 ②週5日以内(7時間45分以内/日) ※運転業務が発生した場合のみの勤務となります。 ③各総合支所	時間額 1,095円
調理員	資格不要	保育所での給食業務(調理・配膳・片付け・清掃)	①29時間以内 ②週5日以内(6時間以内/日) ※シフト制(土曜日勤務有) ③各市立保育所	時間額 857円 ～1,019円
事務補助員	資格不要	施設等の受付、管理に関する事務補助	①29時間以内 ②週4日以内(7時間45分以内/日) ③市内各施設等	時間額 857円 ～1,019円
業務補助員	資格不要	施設等管理業務の補助 ※農産園芸畜産課での業務は、農作物等の食品放射能測定システムによる測定業務	①29時間以内 ②週5日以内(7時間45分以内/日) ③各施設等	時間額 857円 ～1,019円

■登米市医療局の募集職種の情報については、登米市医療局に御確認ください。